行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

新時代の行政書士組織と会員の責務

滋賀県行政書士会　名誉会長　盛武　隆

平成29年度滋賀県行政書士会定時総会において、新しい会長と理事等の執行部が、総会構成員である出席会員の承認を得て誕生した。

この会報が会員各位のお目に触れる頃には、滋賀会も会員各位が自ら信任した役員とともに、行政書士組織の運営責任を担って運営の第一歩を着実に踏み出しているのである。

行政書士制度は65周年を越えた。改革と規制緩和の時代における士業の在り方が国民から問われている今日、行政書士制度を担う主役となる会員の当面する責務は何か。検討してみる。

行政書士会の組織構造

まず、行政書士会の組織構造を検討する。

昭和26年の行政書士法制定により、行政書士は都道府県の区域に1つに限って行政書士会を設立した。そして、全国47の行政書士会は、全国に1つの日本行政書士会連合会を設立した。日本行政書士会連合会の会員は、全国の行政書士会である。

行政書士会の会員は、行政書士および行政書士法人である。

行政書士法人は、2人以上の行政書士が設立する。ところで行政書士法は、行政書士法人会員が、地域行政書士法人単位会や日本行政書士法人会連合会の設立について規定していない。もし設立するとした場合は、「行政書士および行政書士会又は日本行政書士会連合会でない者は、行政書士または行政書士会若しくは日本行政書士会連合会又はこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。」との行政書士法の名称独占規定に抵触することになると考えられる。

しかし、行政書士が行政書士法人以外の行政書士の名称を冠した一般社団法人や一般財団法人は、全国に数多く設立されている実態がある。これが行政書士組織の名称を紛らわしいものにしている。これらの監督機関はいまのところ見当たらない。

会員と監督

日本行政書士会連合会は、行政書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、行政書士会およびその会員の指導および連絡に関する事務を行い、ならびに行政書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導および連絡に関する事務を行うことを目的とする。

都道府県知事は行政書士会につき、総務大臣は日本行政書士会連合会につき、必要があると認めるときは、報告を求め、またはその行う業務について勧告することができると定め、行政の監督権を明確にしている。

しからば行政書士および行政書士法人は誰が監督するか。もちろん実体的には所属行政書士会および日本行政書士会連合会となるが明文の規定がないため、日本行政書士会連合会として検討課題となっている。

さらに、行政書士法は「何人も、行政書士又は行政書士法人について第十四条又は前条第一項若しくは第二項に該当する事実があると思料するときは、当該行政書士又は当該行政書士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。」と定め、国民に会員の監督権を与えていると解することができる。

特に行政書士法人会員の場合は、上記に加えて、行政書士法人の解散および清算は、裁判所の監督を受ける。

会員の処分

このたび日本行政書士会連合会は、「事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則」で定める、単位会長による都道府県知事への懲戒処分の措置要求の公表について、従来単位会長より報告を受けた当該措置要求は全て公表してきたが、今般、規則を改正して、確定した処分情報のみを公表することとした。

これは、行政書士会が知事に措置要求を行っても、知事の措置が処分に至らない場合、措置要求段階で公表された会員の信用を失墜させ、その事務所運営に支障を来し、場合によっては損害賠償問題に発展する事態を招くからである。

会員の義務

このような事態にあって、滋賀県行政書士会として、滋賀県や市町からの業務の確実な受託と履行を図るため、会員に対する国民の信頼をより一層高める必要がある。その責務を見える化するため、受託業務に従事する会員に対する管理組織を設置したのである。

行政による民間への行政事務委託は、担当課の調達役務の計画の起案から始まる。そして調達と予算を承認するのは地方議会であり議員である。この関係者の信頼を失った場合、滋賀会に対して、行政事務を委託することは、市民が許さないことになる。すなわち会員には、より一層の行政書士倫理の確立が求められ、その成果が今後の業務推進を左右することになる。

そこで、いずれの受託業務であっても、受託を希望する会員は、委員会等の行う研修等を受講し、その結果で選任することとした。希望者が多数の場合は、さまざまな情報を考慮し、選考もあり得ることを会員に周知する目的で、管理組織を設置したのである。

会員の処分にはさまざまな措置がある。その措置要求を知事に対して行っても、処分措置に至らない事例もある。しかしこの処分に至らなかったからといって、当該会員の監督を放置することはできない。処分に至らなかった会員の判別は依頼者には分からない。

そのような会員の行為が国民の信頼を失うということは、行政書士制度への信頼を失うことであり、それは行政書士に対する業務の依頼の機会が失われることである。

会員の責務

行政書士制度は、全ての会員の法令順守、倫理観の醸成、人権の尊重、倫理の向上等による行政書士制度への国民の信頼の獲得によって遂行される。すなわち行政書士組織の主役は、行政書士会の会員である、行政書士であり行政書士法人であることの自覚を願うものである。